

監査公表第 689 号

住民監査請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行いましたので、請求文及び京都市長に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 26 年 3 月 10 日

京都市監査委員 大 西 均
同 久 保 勝 信
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求に係る請求文

住民監査請求書

請求人は、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

平成 26 年 1 月 9 日

請求人

京都市左京区

A

京都市監査委員殿

第 1 請求の要旨

1 京都市は京都市下京区高辻通室町西入繁昌町 290 番地の元京都市立成徳中学校の建物（鉄筋コンクリート 3 階建、以下「本件建物」という。）を所有している。

2 平成 19 年 3 月 31 日、成徳中学校は廃校となり、同敷地及び建物は京都市の行政普通財産となり、現在、以下の通り二つの団体に賃貸されている。

(1) 賃借人 特定非営利活動法人京都文化協会（理事長田辺幸次）

期間 平成 22 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日

賃貸対象 3 階 3 部屋 計 197.10 m²

用途 デジタルミュージアムの事務所及び展示スペース

年額賃料 263,968 円（m²単価 1,339 円）

ただし平成 22 年度

(2) 賃借人 文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会（代表者池上惇）

期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 文

賃貸対象 2 階 6 部屋 3 階 3 部屋 計 518.30 m²

用途 大学設立準備委員会の事務所、文化政策・まちづくり大学院大学の教室、事務所として

年額賃料 2,784,186 円 (m²単価 5,371 円)

ただし、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までは免除

3 しかしながら、京都文化協会については、平成 22 年 9 月 30 日の決済では、標準賃料 (京都市公有財産及び物品条例に基づく算定額) 1,058,775 円であるところ、これを 50% 減免し、529,387 円と決められたにもかかわらず、上記の通り契約書では平成 22 年度は 263,968 円とされ、また平成 23 年度では年額 299,055 円、平成 24 年度では 308,580 円しか徴収していない。平成 25 年度は不明であるが、標準賃料の額を支払っているとは考えられない。

また、文化政策・まちづくり大学院については、大学設置許可の見込みがなく、また設定された家賃の支払いが確保される見込みのないままに賃貸し、かつ家賃を免除しており、平成 25 年 4 月 1 日以降は不明であるが、事業実態から考えて上記賃料を支払うことは到底不可能であり徴収し得ていない。

しかも、両団体ともに保証人を要求していない。

4 上記建物賃貸契約の実態は、明らかに公金の賦課徴収及び公有財産の管理を怠る行為であり、この怠る事実を直ちに改める必要がある。

よって、監査委員は本件建物の管理権限を有する京都市教育委員会に対して、次の通り勧告することを求める。

記

教育委員会は、特定非営利活動法人京都文化協会に対して、標準賃料の額の家賃の徴収をするとともに、それを怠る場合は契約を解除する等の措置を講じること、文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会に対しては、大学設置許可の可能性、所定の家賃支払いの可能性について調査し、その可能性がない場合には契約解除等の措置を講じること。

以上

注 1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。

京都市長に対する監査結果の通知文

監第 64-1 号

平成 26 年 3 月 10 日

京都市長 門川 大作 様

京都市監査委員 大 西 均

同 久 保 勝 信

同 西 村 京 三

同 海 沼 芳 晴

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成 26 年 1 月 9 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）についての監査の結果は次のとおりであり、同条第 4 項の規定により下記第 4 のとおり措置されるよう勧告するとともに、監査委員の合議により、下記第 5 のとおり意見を提出します。

この勧告を受けて講じた措置については、同条第 9 項の規定により、監査委員に通知してください。

第 1 請求の要旨

- 1 京都市（以下「市」という。）は、下京区高辻通室町西入繁昌町 290 番地の元京都市立成徳中学校（以下「元成徳中学校」という。）の建物を所有している。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日、同校は廃校となり、同敷地及び建物は市の普通財産となり、現在、特定非営利活動法人京都文化協会（以下「文化協会」という。）及び文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）に賃貸されている。
- 3 しかしながら、文化協会については、平成 22 年 9 月 30 日の決裁では、標準賃貸料（減免前の普通財産の貸付料をいう。以下同じ。）1,058,775 円であるところ、これを 50% 減免し、529,387 円と決められたにもかかわらず、契約書では平成 22 年度は 263,968 円、平成 23 年度では 299,055 円、平成 24 年度では 308,580 円しか徴収していない。平成 25 年度は不明であるが標準賃貸料の額を支払っているとは考えられない。
- 4 また、文化協会については、元成徳中学校の建物利用に係る光熱費を徴収しておらず、役員報酬、給料手当、賞与に多額の支払がされている団体に賃貸料を減免する理

由がない。

5 準備委員会については、文化政策・まちづくり大学院に係る大学設置許可の見込みがなく、また設定された賃貸料の支払が確保される見込みのないままに賃貸し、かつ、賃貸料を免除しており、平成 25 年 4 月 1 日以降は不明であるが、事業実態から考えて上記賃貸料を支払うことは到底不可能であり徴収し得ていない。

6 しかも、両団体共に保証人を要求していない。

7 当該建物賃貸借契約の実態は、明らかに公金の賦課徴収及び公有財産の管理を怠る行為である。

8 よって、京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化協会に対して、標準賃貸料を徴収するとともに、それを怠る場合は契約を解除する等の措置を講じること、準備委員会に対しては、大学設置許可の可能性、所定の賃貸料支払の可能性について調査し、その可能性がない場合には契約解除等の措置を講じることを求める。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 2 月 13 日に請求人 A の代理人 B からの陳述を聴取した。その要旨（上記第 1 と重複する内容を除く。）は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、教育委員会事務局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

(1) 文化協会については、平成 22 年からの契約であるが、その賃借料が不当に安い。平成 23 年、平成 24 年及び平成 25 年について契約書は入手できていないが、平成 22 年度の標準賃貸料を 50% 減免がされた計算からすれば、異常に低い数字である。また、文化協会について、光熱費を取っている節がない。契約書にも文化協会の決算報告にも光熱費の記載がなく、教育委員会の負担となっていると考えざるを得ない。何ら、契約上、又は法的な根拠がない減免である。

(2) 準備委員会については、大学院設置の許可の見込みがあると、毎年報告されている。そのうえで、公益性が高いということで、賃借料が全額免除となっている。特定の団体について、賃借料を全額免除して、賃貸借契約をすること自体が極めて不當である。また、毎年設置許可の申請がなされながら蹴られている。請求人に対する情報公開のあった平成 25 年 12 月に、教育委員会の職員から見込みはないけれど

も公益性が高いということでこの契約を続けるという発言があった。見込みがあるという前提で免除をしてきたことは、裁量権を逸脱した契約である。

(3) 市民の立場から得られる情報は極めて限られ、情報公開請求をしたとしても限界がある。監査請求については、請求人側は、監査の端緒、材料を提供するのであり、後は監査委員の権限で調査し、監査をした内容で実体的に判断を行い、結果を出して欲しい。

2 新たな証拠の提出

請求人は、平成 26 年 2 月 13 日付で、新たな証拠を提出了。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成 26 年 2 月 13 日に陳述の聴取を行った。その要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人及びその代理人が立ち会った。

(1) 元成徳中学校施設について

京都市立成徳中学校は、学校統廃合により京都市立下京中学校（以下「下京中学校」という。）が平成 19 年 4 月から開校することに伴い、平成 18 年度末をもって閉校した。閉校後の元成徳中学校敷地については、教育委員会の管理の下、下京中学校第二教育施設として位置付け、下京中学校及び地元住民の利用に供していた。

その後、準備委員会から、準備委員会事務所及び大学院開学後の教室等として閉校施設を利用したい旨の協力依頼があった。

文部科学省に対する大学院の設置認可の申請には、自己所有又は地方公共団体等が 10 年以上の長期にわたり貸し付ける校舎予定地の確保が必要であることから、平成 20 年 3 月、準備委員会と賃貸借契約を結ぶに当たり、教育委員会において元成徳中学校敷地の校舎 2 階及び 3 階部分を教育財産から普通財産に変更した。

こうした経過から、現在、元成徳中学校敷地は、校舎 2 階及び 3 階部分が普通財産、その他の部分は引き続き下京中学校第二教育施設と位置付けられる教育財産として、教育委員会が一体的に管理している。

(2) 文化協会について

ア 団体の概要及び活動状況

文化協会は、主に文化財の保護・普及を目的として活動する N P O 法人であり、

屏風や襖絵など貴重な文化財の高精細な複製品を、企業の持つ最新のデジタル技術と京都の伝統工芸の技を融合させ制作している。寺院等は文化財の保管には過酷な環境である場合も多いため、高精細な複製品を作成し、複製品を展示し、本物を博物館等の整った環境で保存するという「保護」の活動に加え、作成した複製品を用いた展覧会の開催、京都市立小中学校での「文化財に親しむ授業」の実施など「普及」の活動にも積極的に取り組んでいる。

また、小中学校での「文化財に親しむ授業」は、毎年7校程度で無償実施しているが、高い教育的効果が見込まれることから例年実施校数を上回る多数の学校から申込みがある。

さらに、元成徳中学校周辺の地域住民とも積極的に交流を図り、地域主催のイベントに合わせて「ミニ屏風づくり教室」を開催するなど、地域の活性化にも寄与している。

文化協会のこうした取組は、高い公益性を有するとともに、文化・芸術の振興を推進する本市施策の方向性とも合致するものであると認識している。

イ 文化協会が元成徳中学校を使用するに至った経緯

平成21年、文化協会から、文化財のデジタル複製品を展示するデジタルミュージアムの事務所及び展示スペースとして元成徳中学校の校舎を利用したい旨、閉鎖校施設を管理する教育委員会に協力要請があり、市有財産借受申込書が提出された。

文化協会は、文化財の保護・普及に関わって極めて高い公益性を有する事業を実施する団体であったため、教育委員会において、行財政局合議のうえ、校舎3階の3部屋について賃貸借契約（以下「本件契約1」という。）締結を決定した。

ウ 平成22年度分の賃貸料の算定

本件契約1において、公有財産事務の手引（以下「手引」という。）で定められた賃貸料の算定方法に基づき、土地・建物の評価額から算出した平成22年度の標準賃貸料は、請求人が主張するとおり1,058,775円である。

また、普通財産の貸付料（以下「貸付料」という。）の減免について定めた京都市公有財産及び物品条例（以下「公有財産等条例」という。）第2条第4項第4号及び第7条を受け、手引ではその減額の上限を50%としている。

本件契約1においては、文化協会が実施する事業の高い公益性に鑑み、教育委

員会において手引に基づき 50%減額する決定を行った。平成 22 年度標準賃貸料を 50%減額すると 529,387 円である点も請求人が主張するとおりである。

しかし、平成 22 年度は、10 月 1 日から 3 月 31 日までの 182 日間の使用であるため日割計算を行い、263,968 円という賃貸料を算出している。

なお、減額の決定に際しては、文化協会からの申請を受け、事業の高い公益性に鑑みて教育委員会において判断をしたものであり、当該団体の役員報酬の額等を判断材料としているものではない。

エ 平成 22 年度分の賃貸料の収入

平成 22 年度分の賃貸料については、賃貸借契約時に減額後の適正な金額を算出していたが、本件請求を受け事実確認をする過程で、平成 22 年度当初から以降の賃貸料が収入できていないことが分かった。

これは、文化協会と準備委員会それぞれとの契約事務を並行して進める中で、準備委員会に対する賃貸料を免除していることと本件契約 1 とを混同し、文化協会に対する賃貸料の収入事務を怠ったためである。

オ 平成 23 年度以降の賃貸料の算定及び収入

平成 23 年度及び平成 24 年度分の賃貸料についても算定及び収入の手続を行っておらず、現在、至急収入できるよう協議を進めており、平成 26 年 2 月中に収入できる見込みであり、平成 25 年度分の賃貸料についても、平成 25 年度内に収入するよう事務を進めていく。

なお、50%減額後の賃貸料を算定した場合、平成 23 年度分は 513,656 円、平成 24 年度分は 507,556 円、平成 25 年度分は 480,647 円となる見込みである。

(3) 準備委員会について

ア 団体の概要及び活動状況

準備委員会は、主に社会人等を対象に、地域の文化を生かしたまちづくりを担う人材を育成することを目的とする通信制の大学院である「文化政策・まちづくり大学院大学」の設立準備、文部科学省への設置認可申請等に関する事務を行う団体である。

平成 21 年 4 月開学を目指し平成 20 年に文部科学省に設置認可を申請したが、「文化政策学」又は「まちづくり学」という学問領域の定義が不明確であった点や、講師陣の平均年齢が高いこととも関わり十分な教員体制を継続して確保でき

る見込みが示されていないこと等を理由に認可されなかつた。その後、指摘事項を真摯に受け止め、カリキュラムの見直しや教員体制の充実に取り組むなど、引き続き設置認可に向けた準備を続けているが、現在までに認可には至っていない。

一方で、平成23年4月からは、文部科学省の認可によらない「市民大学院（文化政策・まちづくり大学校）」を開校し、社会人等を対象に通信制教育が行われている。平成26年1月時点で40名程度の生徒登録があり、これまでに20名程度が修士相当又は博士相当の論文を執筆するなど、当該学問分野の研究実績を積み重ねている。

市民大学院としての活動が成果を挙げつつある一方で、現状では受講生が論文を執筆しても正式な学位が取得できないことから、今後も文部科学省への設置認可に向けた取組は継続される予定である。

教育委員会としては、準備委員会が開学を目指す「文化政策・まちづくり大学院大学」及び既に開学している「市民大学院」は、地域に根差したまちづくりを担う人材を育成する点において非常に公益性が高く、また市の「大学のまち・京都」、「生涯学習」の事業推進の方向性とも合致する取組であると認識しており、文部科学省への申請も含め、引き続き活動を支援する考えである。

イ 準備委員会が元成徳中学校を使用するに至った経緯

平成19年、準備委員会から、準備委員会の事務所及び大学院開学時の教室等として利用する施設の確保のため、閉鎖校施設を管理する教育委員会に協力要請があった。

準備委員会が開学を目指す大学院は高い公益性が認められること、及び文部科学省に対する大学院の設置認可の申請には地方公共団体等が10年以上の長期にわたり貸し付ける校舎予定地の確保が必要であったことから、平成20年3月、教育委員会において元成徳中学校の2階及び3階部分を普通財産化し、市有財産借受申込書の提出を受け、当時の理財局に合議のうえで校舎2階及び3階の9部屋について賃貸借契約を締結した。しかし、文部科学省から大学院設置の認可が下りず、学校法人が設立されなかつたため、賃貸借契約を解除した。

その後、平成21年2月、平成22年2月にも同様の契約を結んだが、同じく学校法人が設立されなかつたことを理由に契約を解除している。

平成22年6月には、翌年4月に文部科学省の認可によらずに開学予定の市民大

学院の教室等として施設を使用したい旨の申出があったため、再度賃貸借契約を結んだ。

4回目となる賃貸借契約は、平成22年7月から平成24年3月までの契約である。平成24年3月、当該契約の満了に伴い、5回目となる賃貸借契約（以下「本件契約2」という。）を結び、現在、準備委員会が当該施設を使用するに至っている。

ウ 平成24年度分の賃貸料の免除

賃料の減免について定めた公有財産等条例第2条第4項第4号及び第7条を受け、手引では「本市の事務若しくは事業を実質的に補佐し、若しくは代行するなど極めて公共性が高い場合又は本市の事務若しくは事業と密接な関係を有し、本市の事務若しくは事業の遂行上免除することが特に必要であると認められる場合」に、使用料を免除することができるとしている。

本件契約2では、市の「京都未来まちづくりプラン」にも「文化政策・まちづくり大学院大学（仮称）の誘致」を掲げるなど、準備委員会の取組内容が市の「大学のまち・京都」、「生涯学習」の施策推進に深い関わりを持つことから、教育委員会において、博士課程開設に伴い生徒が増加するまでの平成24年度分の賃貸料について免除することを決定した。

エ 平成25年度分の賃貸料

平成25年度分の賃貸料については、市民大学院において博士課程相当も含めた生徒から資料代を徴収されていることに加え、賛同者からの寄付も得ていることから、当初の予定どおり平成25年度末までに標準賃貸料を徴収する予定である。

（4） その他の指摘事項について

ア 光熱水費の徴収

元成徳中学校の電気・水道・ガスの使用については、教育財産部分も含めた敷地全体での契約となっており、下京中学校が一体的に管理することとなっている。

施設使用に係る光熱水費については、管理者である下京中学校と使用者である文化協会及び準備委員会の協議により取扱いを定めることとしていたが、現在までに取扱いの決定に至っておらず、光熱水費が徴収できていない状況にある。

至急、光熱水費の取扱いを定め、施設の使用料と併せて速やかに徴収するよう事務を進めていく。

イ 保証人

京都市公有財産規則（以下「公有財産規則」という。）第29条第1項ただし書では「市長が必要がないと認めるとき」は保証人が不要である旨を定めており、これを受け、手引では、施設の使用者が「本市の事務事業の推進に寄与する、又は寄与している法人又は団体」である場合に保証人を不要とすることができるとしている。

本件における施設の使用者である文化協会及び準備委員会は、それぞれ、市が進める文化・芸術の振興、「大学のまち・京都」、「生涯学習」の事業推進に寄与する、又は寄与している法人及び団体であり、上記の基準に該当すると判断できるため、保証人を要求していない。

(5) 本件への見解と対応について

以上のとおり、本件契約1及び本件契約2において、法令等の根拠なく不当に使用料を減額又は免除した事実はない。

しかし、これまでに文化協会から徴収しているべき平成22年度から平成24年度までの賃貸料、そして両団体からの光熱水費について、現在までにその徴収ができていない。

今後、両団体と協議のうえ、速やかに収入事務を進めるとともに、平成25年度分以降も適正に事務を進めていく。

第3 監査の結果

1 事実関係及び関係職員の説明の要旨

本件監査において認められた事実関係及び関係職員の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 行政財産と普通財産

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいうとされている（法第238条第4項）。普通財産は、行政財産のように行政執行上直接使用されるべきものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通地方公共団体の行政に貢献することとなるものであり、原則として一般私法の適用を受けて管理処分されるべき性質のものであるとされている（松本英昭著「新版逐条地方自治法 第7次改訂版」956ページ）。

(2) 関係法令等の内容

普通財産の貸付けに関する法律、条例等の内容は、おおむね次のとおりである。

ア 法

- (ア) 普通財産は、これを貸し付けることができるとされている（第238条の5第1項）。
- (イ) 普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないとされている（第237条第2項）。
- (ウ) 普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定した用途に供しないときは、契約を解除することができるとされている（第238条の5第6項）。

イ 公有財産等条例

行政財産の使用許可に伴う使用料について、市長は、①他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとき、②行政財産の使用の許可を受けた者が、災害等やむを得ない理由により、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき、③行政財産のうち、寄附に係るものについて、当該寄附者が使用するとき、④その他公益上又は管理上特に必要と市長が認める用に供されることは、減免することができるとされており（第2条第4項）、貸付料を減免する場合に準用するとされている（第7条）。

ウ 公有財産規則

- (ア) 普通財産の貸付期間は、建物及び工作物にあっては10年以内とされ、市長が公益上必要があると認めるときは、この期間を超えることができるとされている（第26条第1項）。
- (イ) 普通財産の貸付けを受けようとする者は、競争入札による場合を除き、市有財産借受申込書により市長に申し込まなければならないとされている（第27条第1項）。
- (ウ) 市長は、一定の用途に供させるために普通財産の貸付けをするときは、貸付けを受ける者に対し、当該用途並びに当該用途に供しなければならない期日及び期間を指定するとされている（第28条）。
- (エ) 普通財産の貸付けを受ける者は、保証人を立てなければならないとされ、市長が必要ないと認めるとき、又は確実な担保を提供したときは、この限りでないとされている（第29条第1項）。

- (オ) 貸付料の額は、年額、月額又は日額により、①土地にあっては、時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の態様、立地条件その他の事情を勘案して評定する額を、②その他の財産にあっては、時価、取得価額、減価償却費、修繕費、保険料、使用の態様その他の事情を勘案して評定する額を基準として、市長が定めるとされている（第30条）。
- (カ) 貸付料は、①年をもって貸付期間を定めたときには、貸付契約の締結後又は年度の開始後30日以内に、②月又は日をもって貸付期間を定めたときには、貸付契約の締結後10日以内に、全額を納入しなければならないとされ、市長が特別の理由があると認めるときは、分割して納入することができるとされている（第31条）。
- (キ) 教育委員会及び局等（京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所、消防局及び上下水道局長をいう。）において、普通財産の貸付けをしようとするときは、行財政局財政部財産活用促進課長に合議しなければならないとされている（第44条）。

エ 手引

(ア) 貸付料の算定

行政財産の目的外使用許可の場合と同様であるとされ、使用料は次の方法により算出するとされている。

a 建物の使用料

(a) 建物の使用料（年額）は、次のとおり算出する。

$$\text{使用料（年額）} = \text{建物評価額} \times 1 \times 10.0\% + \text{土地の使用料}$$

(1円未満の端数は切捨て)

※1 建物評価額とは、建築価額であり、建築後、年数を経ているものは、次のとおり算出する。

$$\text{建物評価額} = \text{再築価額} \times (1 - \text{残存割合 (0.1)}) \times \text{耐用年数} \\ / \text{耐用年数} + \text{再築価額} \times \text{残存割合 (0.1)}$$

(b) 建物の一部を使用する場合にあっては、次のとおり算出する。

$$\text{建物評価額} \times \text{使用面積} / \text{延床面積} \times 10.0\% + \text{土地の使用料}$$

b 土地の使用料（年額）は、次のとおり算出する。

$$\text{使用料（年額）} = \text{固定資産評価単価} \times 1 \times \text{使用面積} \times 2 \times \text{算定率} \times 3$$

(1円未満の端数は切捨て)

※1 固定資産評価単価=近傍類似地の前年度の固定資産評価額／近傍類似地の前年度の固定資産評価面積

※2 建物の中の使用 使用面積=敷地面積×(使用面積／延床面積)

※3 算定率 使用許可(1箇月以上の使用)3.5%, 一時使用の許可(1箇月に満たない使用)7.0%

c 使用期間が1年未満の場合

使用期間が1年に満たないもの、又は使用期間に1年に満たない端数期間を生じたときの当該期間の使用料の額は、原則として、年額を日割で計算して得た額である(閏年の日を含む期間についても、365日として計算する。)。

d 使用期間が2以上の会計年度にわたる場合

使用期間が2以上の会計年度にわたる場合の使用料の額は、それぞれの年度における使用期間について、計算して得た額の合計額である。

(i) 保証人を不要とすることができますの場合

行政財産の目的外使用許可の場合と同様であるとされ、当該使用許可にあっては、次の基準に該当する場合、保証人を不要とするとできるとされている。

a 使用者が次の者の場合

- (a) 国又は地方公共団体その他の公共団体
- (b) 法第96条第1項第14号に規定する公共的団体等
- (c) 市、国又は他の地方公共団体が出資している法人
- (d) 市、国又は他の地方公共団体がそれぞれの行政目的を達成するために設置した団体
- (e) 市、国又は他の地方公共団体の補助金により運営されている法人又は団体
- (f) 市、国又は他の地方公共団体が運営費を負担している法人又は団体
- (g) 市の事務事業に密接な関係を有する地元団体
- (h) 市の事務事業の推進に寄与する、又は寄与している法人又は団体
- (i) 民法第34条に規定する公益法人
- (j) 電気、ガス、電信電話、鉄道などの公益事業を行う法人

b 使用料が1件月額10,000円以下で、使用許可をする規模が小さい（10平方メートル以下）場合

c 一般財団法人京都市職員厚生会を通じて使用許可の申請がある場合

d 公募による場合で、応募者が資格要件に適合し、審査を経ていることから、許可条件に違反するおそれがないと認められる場合

e その他客観的に見て、許可条件に違反するおそれがない場合

(ウ) 貸付料の減免

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免と同様であるとされている。

使用料を減免できる場合は、公有財産等条例第2条第4項の規定に該当する場合又は議会の議決を経た場合に限られているとされ、使用料を減免する場合は、事前に財産活用促進課管理担当に相談することとされている。

また、①減額については、原則として50%を上限とするものとするとされ、②免除については、市の事務若しくは事業を実質的に補佐し、若しくは代行するなど極めて公共性が高い場合又は市の事務若しくは事業と密接な関係を有し、市の事務若しくは事業の遂行上免除することが特に必要であると認められる場合に限るものとするとされている。

オ 京都市における公有財産の使用料等に係る減免の取扱いについて（通知）（平成8年2月7日付け理財財第43号理財局長通知）

公有財産等条例第2条第3項（現第4項）各号に掲げる具体的な取扱いについて定めており、同項第4号については、次のとおりとされ、貸付料の減免についてこれを準用するとされている。

第4号関係

減免することが社会公共の利益の増進に寄与し、その使用目的から見て公益上の妥当性が認められる場合に適用する。したがって、少なくとも第1号関係（公共団体又は公共的団体に公用又は公共用の用等に供する場合）、第2号関係（災害などの発生の場合）及び第3号関係（寄附物件を寄附者に使用させる場合）と同程度の理由が必要であり、その運用に当たっては、これを制限的に運用するものとする。

(3) 文化協会に係る関係職員の説明等

ア 目的及び活動状況

(ア) 目的

デジタル技術と京都の伝統工芸の技を用いて貴重な文化財及び伝統文化等を保存し、京文化をより活性化させるための文化交流を行い、もって京都の文化振興と伝統文化の発展に寄与することを目的とするとしている（特定非営利活動法人京都文化協会定款（以下「定款」という。）第3条）。

(イ) 活動状況

文化協会は、特定非営利活動促進法第2条別表第4号（現第6号）の「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」に該当する特定非営利活動を行うとされ（定款第4条）、①京都デジタル・ミュージアムの設置及び運営、②デジタルアーカイブによる文化財、伝統文化等の保存及び保護、③デジタルアーカイブによる文化財の高精細複製の制作、④文化財、伝統文化等の保存に係る調査・研究・研修・啓蒙普及、⑤京都の文化振興のための文化交流活動等の事業を行うとされている（定款第5条）。

関係職員の説明によると、「デジタルミュージアム」とは、基本的に、文化財等をデジタル情報化して再現したものを展示する施設のことを言い、特定の施設のみではなく、複数の施設が複製品を保管しそれぞれ広く一般に公開している場合にも、それら複数の施設全体を指して「デジタルミュージアム」と捉えることができ、現在、元成徳中学校施設では、スペースに限りがあることから、デジタル複製品である屏風を1点展示しているにとどまる状況であるが、文化協会が主として取り組んでいるデジタル複製品の製作活動やそれらの公開に関わる活動は、全てデジタルミュージアムに係る活動であり、具体的には、次の活動が実施されているとされている。

a 文化財に親しむ授業

(a) 概要

京都国立博物館と文化協会の連携により、国宝や重要文化財などの屏風の高精細な複製品を活用した「文化財に親しむ授業」を京都市立小中学校において無償で実施している。

(b) 実績

平成23年度 7校で実施

平成24年度 7校で実施

平成 25 年度 7 校で実施

b 文化財保護・普及活動

(a) 概要

企業の持つ最新のデジタル技術と京都の伝統工芸の技を融合させ国内外にある貴重な日本の文化財の複製品を製作して本物と入れ替え、本物を博物館など環境の整った施設で保管する取組を進める一方で、複製品を寺院等から借用して展覧会を開くなど、保護と普及の両側面の活動に取り組んでいる。

(b) 実績

① 複製品の製作

平成 23 年度 3 点を製作

平成 24 年度 4 点を製作

平成 25 年度 4 点を製作

※ 平成 25 年度制作

『四季耕作図』(ミネアポリス美術館蔵), 『竹に虎図、梅・柳に遊禽図』(大本山妙心寺塔頭 天球院蔵), 『花』(雪・月・花のうち) (ワズワース美術館蔵), 『鳴虎図』(報恩寺蔵)

② 複製品を借用した展示会の開催

平成 23 年度 「京都美の継承展」 入場者数約 1,300 人

平成 24 年度 「文化財高精細複製品九州百貨店巡回展」

入場者数約 16,800 人

「『応挙』からひもとく日本の美」

入場者数約 5,300 人

平成 25 年度 グランフロント大阪ナレッジキャピタルでの展示会

入場者数は把握せず

大本山建仁寺塔頭西来院・靈源院での展示

入場者数約 4,100 人

c 文化イベント活動

(a) 概要

過去に複製品の製作に関わった寺院等において、文化財の特別公開イベ

ント等に協会スタッフが関わり、拝観者に対して文化財にまつわるエピソードを紹介するなど、文化イベントに関する活動にも積極的に取り組んでいる。

(b) 実績

平成 23 年度 金澤翔子書道作品展

(平成 24 年 3 月 28 日～同年 4 月 3 日)

平成 24 年度 金澤翔子展「共に生きる」

(平成 24 年 10 月 30 日～同年 11 月 7 日)

非公開寺院 廣誠院 特別公開

(平成 25 年 3 月 30 日～同年 4 月 14 日)

平成 25 年度 巖島神社 金澤翔子 席上揮毫(平成 25 年 5 月 21 日)

整形外科学会における金澤翔子作品展示

(平成 25 年 5 月 23 日～同月 26 日)

コレージュドカメオカ 金澤泰子講演・金澤翔子席上揮毫

(平成 25 年 9 月 14 日)

熊本鶴屋百貨店「千家十職」展

(平成 25 年 10 月 2 日～同月 14 日)

茶道展覧会「茶人とその時代」展

(平成 25 年 10 月 6 日～同月 19 日)

d 地域との連携

(a) 概要

事務所のある元成徳中学校周辺の地域住民との交流を深め、地域のイベントに合わせてミニ屏風づくり教室などを実施している。

(b) 実績

平成 25 年度

地域のイベント「アイビーフェスタ」にて、ミニ屏風づくり教室を開催

(平成 25 年 11 月 3 日)

会報誌を、賛助会員だけでなく地元住民にも配布

イ 貸付概要（本件契約 1 関係）

「建物賃貸借契約（元成徳中）について（平成 22 年 9 月 30 日教育長決定）」に

より賃貸借契約の締結の決定がなされ、平成 22 年 9 月 30 日に締結されている。

- (ア) 所在地 京都市下京区高辻通室町西入繁昌町 290 番地
- (イ) 名称 元成徳中学校 元教室棟
- (ウ) 貸付先 文化協会
- (エ) 貸付面積 197.10 m² (3 階 3 部屋。普通財産) ※延床面積 2,413.20 m²
- (オ) 賃料
- a 金額 平成 22 年度 263,968 円、平成 23 年度以降にあっては別途算定
 - b 支払期限 每月 10 日
- (カ) 期間 平成 22 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで
- (キ) 用途 文化協会の事務所及びデジタルミュージアムの展示室
- ウ 金額算定 (減額前の貸付料)
- (ア) 平成 22 年度 1,058,775 円
※ 建物 (使用許可部分) 評価額 (4,295,263) × 算定率 (100/1,000) + 土地
(底地) の使用料 (629,249) = 1,058,775.30 (1 円未満の端数は切捨て)
- (イ) 平成 23 年度 1,027,313 円
※ 建物 (使用許可部分) 評価額 (4,295,263) × 算定率 (100/1,000) + 土地
(底地) の使用料 (597,787) = 1,027,313.30 (1 円未満の端数は切捨て)
- (ウ) 平成 24 年度 1,015,112 円
※ 建物 (使用許可部分) 評価額 (4,295,263) × 算定率 (100/1,000) + 土地
(底地) の使用料 (585,586) = 1,015,112.30 (1 円未満の端数は切捨て)
- (エ) 平成 25 年度 961,295 円
※ 建物 (使用許可部分) 評価額 (3,876,898) × 算定率 (100/1,000) + 土地
(底地) の使用料 (573,606) = 961,295.80 (1 円未満の端数は切捨て)

エ 減額理由

関係職員の説明によると、次のとおりとされている。

- (ア) 公有財産等条例第 7 条で準用する同条例第 2 条第 4 項第 4 号では、公益上又は管理上特に必要と市長が認める用に供されるときは、市長は貸付料を減免することができると定めており、文化協会は、貴重な文化財等の高精細複製品を用いた展覧会等の開催に加え、京都市立小中学校における「文化財に親しむ授業」を無償で実施するなど、その事業内容は極めて高い公益性を有しており、

上記の「公益上又は管理上特に必要と市長が認める用に供されるとき」に該当すると考えられ、減額している。

- (イ) 公有財産等条例第2条第4項第4号における貸付料の減免に関する規定を受け、手引は、減額の上限を原則として50%と定めており、賃貸料算定に当たっては、文化協会から借受料・延滞料減免申請書の提出を受け、その事業の高い公益性に鑑み、平成22年度賃貸料を50%減額した。
- (ウ) なお、貸付日数(182/365日)で日割計算している。

才 調定及び収納状況(平成22年度～平成25年度)

- (ア) 関係職員の説明によると、平成22年度から平成25年度までの賃貸料は未収入であったとされている。
- (イ) 本件請求が行われた後、平成26年2月10日に、平成22年度分と同様、平成23年度から平成25年度までの分について50%減額を決定し、同月14日(平成22年度から平成24年度までの分)及び同月18日(平成25年度分)に次のとおり調定を行い、同月19日付けで文化協会に納入通知を行い、同月27日に財務会計システムにより収入が確認された。
- a 平成22年度分 263,968円(上記ウ(ア)の額×日割計算(182/365)×50%相当額)
 - b 平成23年度分 513,656円(上記ウ(イ)の額×50%相当額)
 - c 平成24年度分 507,556円(上記ウ(ウ)の額×50%相当額)
 - d 平成25年度分 480,647円(上記ウ(エ)の額×50%相当額)

(4) 準備委員会に係る関係職員の説明等

ア 目的及び活動状況

- (ア) 目的
- 「文化政策・まちづくり大学院大学」又は「文化政策大学院大学」など、文化によるまちづくり・地域おこしに関わる研究教育組織を学校法人などの学術組織として創設し、文化政策学などの創造的発展と、次世代への継承を目指すとされている(文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会規約第2条)。

(イ) 活動状況

関係職員の説明によると、次のとおりとされている。

- a 平成16年8月、準備委員会が組織され、設置認可申請に向け、賛同者との

ネットワーク作りや寄付金をはじめとする資金集め等に取り組んでいる。

- b 平成 21 年 4 月開学を目指し、平成 20 年 3 月、文部科学省に対し設置認可を申請したが、「まちづくり学」の概念的・学術的な定義が不明瞭であった点等を理由に認可されなかった。この指摘以来、現在まで、継続して学術研究の積重ねやカリキュラムの改善等、設置認可に向けた取組を続けており、平成 26 年 3 月にも文部科学省への設置認可申請を行う予定である。
- c また、平成 23 年 4 月からは、文部科学省の認可によらない「市民大学院（文化政策・まちづくり大学校）」を開校し、主に社会人等を対象に通信制教育を行いつつ、大学院設置認可に向けた実績を積み重ねている。

イ 貸付概要（本件契約 2 関係）

「建物賃貸借契約（元成徳中）について（平成 24 年 3 月 26 日教育長決定）」により賃貸借契約の締結の決定がなされ、平成 24 年 3 月 26 日に締結されている。

- (ア) 所在地 京都市下京区高辻通室町西入繁昌町 290 番地
- (イ) 名称 元成徳中学校 元教室棟
- (ウ) 貸付先 準備委員会
- (エ) 貸付面積 518.30 m²（2 階 6 部屋及び 3 階 3 部屋。普通財産）
※延床面積 2,413.20 m²
- (オ) 金額 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの賃料 免除
平成 25 年 4 月 1 日からの賃料 公有財産等条例に基づき定める。
- (カ) 期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- (キ) 用途 準備委員会の事務所並びに文化政策・地域再生大学院大学の教室
及び事務所

ウ 金額算定

- (ア) 平成 24 年度 2,669,369 円（免除前の貸付料）
※ 建物（使用許可部分）評価額（11,294,950）×算定率（100/1,000）+土地（底地）の使用料（1,539,874）=2,669,369.00（1 円未満の端数は切捨て）
- (イ) 平成 25 年度 2,527,852 円
※ 建物（使用許可部分）評価額（10,194,806）×算定率（100/1,000）+土

地（底地）の使用料 $(1,508,372) = 2,527,852.60$ （1円未満の端数は切捨て）

エ 免除理由等

関係職員の説明によると、次のとおりとされている。

（ア） 平成 24 年度分

準備委員会が開学を目指す「文化政策・まちづくり大学院大学」及び既に開学している「市民大学院（文化政策・まちづくり大学校）」は、地域に根差したまちづくりを担う人材を育成する点において極めて公益性が高く、また市の「大学のまち・京都」、「生涯学習」の事業推進の方向性とも合致する取組である。

また、市では、政策推進の方向性を定めた「京都未来まちづくりプラン」（計画期間：平成 20 年度から平成 23 年度まで）において文化政策・まちづくり大学院大学の誘致を掲げていた。平成 23 年度にその先行的な取組である市民大学院が既に開学されたことから現在の「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」（計画期間：平成 23 年度から平成 32 年度まで）には当該誘致施策は記載されていないが、現在も本市施策として当該誘致を図るものである。

こうした状況に鑑み、公有財産等条例及び手引で定められた免除基準に適合すると認めた。

（イ） 平成 25 年度分

平成 25 年度分については免除及び減額をしていない。

オ 調定及び収納状況

（ア） 関係職員の説明によると、平成 25 年度からは当初予定どおり標準賃貸料が支払われる予定であるとされている。

（イ） 本件請求が行われた後、平成 25 年度分の貸付料として、平成 26 年 2 月 18 日に調定（調定額 2,527,852 円（上記ウ（イ）の額））を行い、同月 20 日付けで納入通知を行い、同月 25 日に財務会計システムにより収入が確認された。

カ 大学設置認可等の見込み

関係職員の説明によると、次のとおりとされている。

（ア） 現在の活動状況

平成 26 年 3 月に再度文部科学省に大学院設置認可の申請をするため、現在関係書類等の準備を行っている。

また、設置認可に向け先行実績を積み重ねるため、国際文化政策研究学会の

立ち上げ、学会誌出版体制の整備、学会誌掲載論文の編集会議体制の整備などに取り組み、現在までに市民大学院の登録学生 20 名程度が修士相当又は博士相当の論文を執筆するなど、学問領域としての文化政策学の研究実績を積み重ねている。

(イ) 設置認可の見込み

今後の設置認可の見込みについては、文部科学省が示す申請要件の変化等、今後の国の動向を充分に踏まえる必要があるが、これまで設立準備者は大学設置審査会からの指摘を真摯に受け止め改善に取り組んでおり、大学校としての実績の積重ねにより認可されるものと判断している。

(ウ) 貸付料の支払の見込み

本件契約 2 の決定の際、準備委員会に対して活動状況等について聞き取りを行う中で、賛同者からの寄付金等により前年度繰越も含め約 9,000 万円の収入があり、仮に文部科学省から設置認可されず学校法人としての安定的な運営ができなかつた場合にも平成 25 年度以降の賃貸料を支払うことが可能であることを確認していた。

(5) 事務手続等に係る関係職員の説明

関係職員の説明によると、本件契約 1 及び本件契約 2 に係る事務手続等については、次のとおりとされている。

ア 市有財産借受申込書の提出を受け、教育委員会事務局総務部教育環境整備室において市有財産貸付けに係る決定書を作成し、行財政局財政部長又は担当部長及び財産活用促進課長に合議のうえ、教育長決定に基づき契約を締結した。

イ 元々学校施設である元成徳中学校の施設は、閉校後も京都市立下京中学校第二教育施設として教育委員会が管理する教育財産であるところ、準備委員会の文部科学省への設置認可申請に当たり開学時の校舎予定地として 10 年以上の貸付けを行う必要があったため 2 階及び 3 階部分のみを普通財産としたものであり、教育委員会が施設を一体的に管理する状況を踏まえ、元成徳中学校の文化協会及び準備委員会への貸付契約に係る事務は、法第 180 条の 2 を受けて市長と教育委員会の間で交わされた「教育委員会との間の事務の共同処理について」の 1 の(6)「その他市長の権限に属する事務で特に必要があると認められるもの」として、市長の権限に属する事務を教育委員会の職員が補助執行しているものである。

本件契約1及び本件契約2については、「普通財産の貸付けの決定及び契約に
関すること」を局長の専決事項と定めている京都市局長等専決規程の趣旨に鑑み、
局長級である教育長により決定したものである。

ウ なお、元成徳中学校施設の普通財産部分の管理を教育委員会が行うことについ
ては、補助執行覚書などより明確な取決めを定めるべく、関係機関との間で協議
を行っているが現在までに何らかの取決めを定めるには至っていない。

2 判断

(1) 始めに

ア 請求人の主張の要旨

本件請求は、元成徳中学校の賃貸に当たって、①文化協会について、標準賃貸
料を徴収しないことは、②また、準備委員会について、大学の設置の見込みがな
く、設定された賃貸料の支払が確保される見込みのないまま賃貸し、かつ、平成
24年度の賃貸料を免除していること等は、公金の賦課徴収及び公有財産の管理を
怠る行為であるとして、教育委員会が文化協会に対し標準賃貸料の額の徴収等を
し、また、準備委員会に対し大学設置認可の可能性等について調査し、その可能
性がない場合には契約解除等の措置を講じることを求めるものである。

イ 本件監査における論点

(ア) 請求人は、文化協会について、平成22年度から平成25年度までの間、標準
賃貸料を徴収しないことをもって、公金の賦課徴収及び公有財産の管理を怠る
行為であると主張するが、これは、上記第2～3の関係職員の陳述のとおり、
公有財産等条例第2条第4項第4号に基づく標準賃貸料からの減額によるもの
であることから、本件監査では当該減額の違法性の有無が論点となると考えら
れる。

(イ) 請求人は、準備委員会について、大学の設置の見込みがなく、設定された賃
貸料の支払が確保される見込みのないまま賃貸したとし、公金の賦課徴収及び
公有財産の管理を怠る行為であると主張しており、本件監査では①当該設置の
見込み及び当該支払の見込みの有無及び②当該見込みがない場合の賃貸が公金
の賦課徴収及び公有財産の管理を怠る行為に当たるか否かが論点となると考え
られる。

(ウ) 請求人は、準備委員会について、平成24年度の賃貸料を免除し、平成25年

4月1日以降は賃貸料を支払うことは到底不可能であり徴収し得ていないとし、公金の賦課徴収及び公有財産の管理を怠る行為であると主張しており、本件監査では、①当該免除の違法性の有無及び②平成25年4月1日以降の賃貸料の徴収の有無が論点となると考えられる。

(イ) 請求人は、文化協会への光熱費の不徴収についてのみ、契約上、又は法的な根拠がないと主張しているが、本件請求の趣旨からすると、本件契約1及び本件契約2に係る光熱水費の不徴収について判断することが相当であると解され、本件監査では、当該不徴収の違法性の有無が論点となると考えられる。

(2) 文化協会への貸付料の減額について

ア 公有財産等条例第7条において準用する同条例第2条第4項は、貸付料について、同項に掲げる要件に該当する場合に、市長がこれを減免することができる旨を定め、同項第4号においては、「公益上又は管理上特に必要と市長が認める用に供されるとき」という要件が掲げられている。ここで、公益上又は管理上特に必要があるかどうかの判断については、市長に一定の裁量が認められると解されるが、当該裁量は、全くの自由裁量であると解すべきではなく、客観的に見て合理的な公益上又は管理上の必要性が存在することが必要であって、市長が行った公益上又は管理上の必要性に関する判断に裁量の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、貸付料の減免は、違法と判断されることとなる。

そして、上記1(2)オのとおり、京都市における公有財産の使用料等に係る減免の取扱いについて（通知）（平成8年2月7日付け理財財第43号理財局長通知）において、公有財産等条例第2条第3項（現第4項）第4号の要件について、「減免することが社会公共の利益の増進に寄与し、その使用目的からみて公益上の妥当性が認められる場合に適用する。」と基準が示されており、公益上又は管理上の必要性に関する判断に裁量の逸脱又は濫用があるかどうかについては、当該基準（以下「通知基準」という。）に照らして、違法又は不当であると見るべき事情があるかどうかを判断することとする。

イ 上記1(3)イ(キ)のとおり、本件契約1に係る貸付けの用途は、文化協会の事務所及びデジタルミュージアムの展示室である。当該貸付けを受け、文化協会は、デジタル技術と京都の伝統工芸の技を用いて貴重な文化財及び伝統文化等を保存し、京文化をより活性化させるための文化交流を行い、もって京都の文化振興と伝統

文化の発展に寄与することを目的とし、京都デジタル・ミュージアムの設置及び運営等をその事業と定め、その具体的な活動として、文化財に親しむ授業、文化財保護・普及活動、文化イベント及び地域との連携を行っている。

当該事業及び活動について、上記1(3)エのとおり、貴重な文化財等の高精細複製品を用いた展覧会等の開催に加え、文化財に親しむ授業を無償で実施しているなどとして、減額がなされたものであり、また、減額を50%としたことは手引で定められた範囲内であり、不合理な点は見出せず、当該減額については、通知基準に照らしても、公益上又は管理上の必要があるかどうかの判断について裁量の逸脱又は濫用があったとは認められない。

なお、請求人は、役員報酬、給料手当、賞与に多額の支払がされている団体に減免理由がないことを主張するが、当該減額は上記のとおり、公益上又は管理上の必要からなされたものであり、当該主張によって上記の判断は左右されない。

(3) 準備委員会への貸付けについて

ア 請求人は、文化政策・まちづくり大学院については、大学設置の見込みがないと主張する。

確かに、平成16年8月から大学院大学の設置認可申請に向けた取組が開始され、この間、文部科学省に対し設置認可の申請がなされているが、今日に至るまで、大学院大学の設置には至っていない状況である。しかし、関係職員の説明によると、上記1(4)カ(イ)のとおり、大学設置審査会からの指摘を真摯に受け止め改善に取り組んでおり、大学校としての実績の積重ねにより認可されるものと判断しているとされ、また、上記1(4)ア(イ)bのとおり、平成26年3月に再度文部科学省に大学院設置認可の申請をするため、現在関係書類等の準備を行っているとされる状態を鑑みると、当該見込みがないとまでは言うことはできず、請求人の主張は採ることができない。

なお、請求人は、上記第2 1請求人の陳述のとおり、教育委員会の職員から見込みはないとの発言があった旨を主張するが、関係職員に確認したところ、当該発言の事実は確認されなかった。

イ また、請求人は、設定された賃貸料の支払が確保される見込みのないまま賃貸したと主張するが、関係職員の説明によると、上記1(4)カ(ウ)のとおり、本件契約2の決定の際、賛同者からの寄付金等により前年度繰越も含め約9,000万円の

収入があり、平成 25 年度以降の賃貸料を支払うことが可能であることを確認しているとされ、また、上記 1(4)オ(イ)のとおり、平成 25 年度分の貸付料として 2,527,852 円が準備委員会から納入されている状況を鑑みれば、請求人の主張は採ることができない。

ウ よって、本件契約 2 に係る貸付けについて、公金の賦課徴収及び公有財産の管理を怠る行為とする請求人の主張は採ることができない。

(4) 準備委員会に対する平成 24 年度分の貸付料の免除について

ア 上記 1(2)エ(ウ)のとおり、手引によると、免除については、市の事務若しくは事業を実質的に補佐し、若しくは代行するなど極めて公共性が高い場合又は市の事務若しくは事業と密接な関係を有し、市の事務若しくは事業の遂行上免除することが特に必要であると認められる場合に限るものとするとされており、これを考慮しつつ、上記(2)同様、公有財産等条例第 2 条第 4 項第 4 号に基づく減免に係る公益上又は管理上の必要があるかどうかの判断に裁量の逸脱又は濫用があるかどうかについては、通知基準に照らして、違法又は不当であると見るべき事情があるかどうかを判断することとする。

イ 上記 1(4)イ(キ)のとおり、本件契約 2 に係る貸付けの用途は、準備委員会の事務所並びに文化政策・地域再生大学院大学の教室及び事務所である。当該貸付けを受け、準備委員会は、文化によるまちづくり・地域おこしに関わる研究教育組織を学校法人などの学術組織として創設し、文化政策学などの創造的発展と、次世代への継承を目指すことを目的として、大学院大学の設置認可に向けた取組を続けるとともに、平成 23 年 4 月からは文部科学省の認可によらない「市民大学院（文化政策・まちづくり大学校）」を開校し、主に社会人等を対象に通信制教育を行っている。

当該取組等について、上記第 2～3 の関係職員の陳述並びに上記 1(4)エ(ア)及びカ(ア)のとおり、市の「京都未来まちづくりプラン」にも「文化政策・まちづくり大学院大学（仮称）の誘致」を掲げており（市民大学院が既に開学されたことから「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」には当該誘致施策は記載されていないが、現在も本市施策として当該誘致を図っているとされている。）、市の事業である「大学のまち・京都」、「生涯学習」の施策推進に深い関わりを持つことから、平成 24 年度分の賃貸料を免除することを決定したとされており、

また、「市民大学院（文化政策・まちづくり大学校）」の活動については、市の事業である「大学のまち・京都」、「生涯学習」の事業推進の方向性に合致するとともに、大学院大学の設置認可に向けた先行実績を積み重ねるためのものとする説明に不合理な点は見出せず、当該免除については、手引及び通知基準に照らしても、公益上又は管理上の必要があるかどうかの判断について裁量の逸脱又は濫用があったとは認められない。

(5) 準備委員会に対する平成25年度分の貸付料の徴収について

準備委員会に対する平成25年度分の貸付料について、請求人は、平成25年4月1日以降は賃貸料を支払うことは到底不可能であり徴収し得ていないと主張するが、上記1(4)才(イ)のとおり、平成25年度分の貸付料として2,527,852円が準備委員会から納入されている状況を鑑みれば、請求人の主張は採ることができない。

(6) 光熱水費の徴収について

貸付けに係る光熱水費の取扱いについては、法令等で具体的に定められたものではなく、公有財産の管理等を定める規則においてその負担者を定めている自治体もあるが、市において明確に定めたものは見当たらず、本件契約1及び本件契約2においても明確な定めはない。

一般的には、貸付けを受けた施設の使用に伴う光熱水費については、受益者負担の見地から、実費徴収をすることが合理的であると考えられ、上記第2～3の関係職員の陳述のとおり、管理者である下京中学校と使用者である文化協会及び準備委員会の協議により取扱いを定めることとしていたが、決定に至っておらず至急取扱いを定めて徴収するよう取り組んでいるとされていることからも、両者の間で、算定方法及び金額は別として、光熱水費の徴収については合意があったものと解される。

したがって、光熱水費を徴収しないとする旨の取決めが具体的になされていない以上、市にこれらの貸付けに係る光熱水費相当額を請求する義務があると解することが相当である。

3 結論

以上から、市長が本件契約1及び本件契約2の貸付けに係る光熱水費を徴収していないとする限度において、本件請求には理由がある。

第4 勧告

以上の判断により、本件請求には、一部理由があると認められるので、法第 242 条第 4 項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

勧 告

- 1 平成 22 年 10 月 1 日以降の特定非営利活動法人京都文化協会への元京都市立成徳中学校の貸付けに係る同協会の使用に伴う光熱水費相当額について、同協会に対し、請求されたい。
- 2 平成 24 年 4 月 1 日以降の文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会への元京都市立成徳中学校の貸付けに係る同委員会の使用に伴う光熱水費相当額について、同委員会に対し、請求されたい。
- 3 上記の措置は、平成 26 年 5 月 12 日までに講じられたい。

第5 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、市長及び教育委員会に対し、次のとおり意見を提出する。

意 見

公有財産の管理及び運用については、地方財政法第 8 条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とされている。また、普通財産は、本市の貴重な財産として適正な維持管理とその経済的価値を最大限に發揮するよう努力することが求められており、本市としても、自主財源の拡充強化を図っていく必要があることから、「はばたけ未来へ！ 京プラン」の「実施計画」において、保有資産の有効活用を掲げて、取組が推進されているところである。

しかし、本件監査において、元京都市立成徳中学校の貸付け及び減免については、請求人の主張に理由がないとして棄却したが、特定非営利活動法人京都文化協会については、本件監査請求が行われた際には、平成 22 年度分からの貸付料について、収入できていないだけでなく、請求そのものを行っていないことも把握できていなかったことが判明した。

また、文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会についても、平成 25 年度分の貸付料について請求を行っておらず、貸付けに際しては貸付料の支払の可能性を確認はしていたものの、根拠となる資料の提出を求めていないなど、適正な事務処理が行われたとは認め難い状況であった。

今回の普通財産の貸付けに係る事務手続の漏れについては、日常の事務の点検管理が適正に行われていれば防止できた内容であり、このような長期にわたって発見できなかつたということは組織的な点検機能が働いていなかつたと言わざるを得ない。

日頃から保有資産の状況を把握することはもちろん、京都市公有財産及び物品条例や京都市公有財産規則等の定めるところに従い、財産の適正な管理を行うよう徹底することは当然のこととして、今後、このようなことが繰り返し発生するないように努められたい。

なお、市長の権限に属する当該貸付事務を教育委員会事務局の職員が補助執行しているが、その処理権限を有していることが分かりにくいため、客観的に分かるよう明確にされたい。

(監査事務局)